

熊本県有明海区における
海区漁場計画（変更）

熊本県有明海区漁場計画の変更（素案）

※下記を除く漁場計画については、令和5年5月30日熊本県告示第466号の内容から変更ないため記載を省略する。

漁場番号及び漁業権の内容たるべき事項

漁場計画番号 有区第83号（新設）

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業の種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき支柱式養殖業
 - (2) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 玉名市滑石地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度51分54.0秒、東経130度30分35.9秒
 - イ 北緯32度51分58.1秒、東経130度30分29.9秒
 - ウ 北緯32度51分54.2秒、東経130度30分26.5秒
 - エ 北緯32度51分50.1秒、東経130度30分32.4秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 3 関係地区 玉名市滑石、小浜
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

免許予定日 令和8年9月1日

存続期間 令和8年9月1日から令和10年8月31日まで